

柏崎市工事成績評定通知実施要領

(目的)

第1条 本要領は、柏崎市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の工事成績評定点(以下「評定点」という。)の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、柏崎市請負工事成績評定実施要領第2条に規定された工事とする。

(評定点の通知)

第3条 市長は、工事成績を行う者(以下「評定者」という。)から評定表が提出された後、当該工事の受注者に評定点を速やかに別紙様式第1により通知するものとする。

(説明請求)

第4条 前条の規定により通知を受けたものは、通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に別記様式2により、評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5条 市長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合は、速やかに別記様式第2-1により回答するものとする。

2 市長は、前項の回答をする場合、契約検査課長に命じて関係者から意見を求めることができる。なお、この場合の関係者とは、評定者及び当該工事主管の部課長並びに当該工事担当係長等とする。

(再説明の請求)

第6条 前条の規定により回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して14日(休日を含む)以内に別記様式3により、再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

第7条 市長は、第5条の回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別記様式第3-1により回答するものとする。

2 市長は前項の回答をする場合は、第5条第2項に規定する関係者の審議を経てから回答するものとする。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

別表 - 1

工事番号
工事名

第 号

工事

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1 . 施工体制	. 施工体制一般	/ 3.3 点
	. 配置技術者	/ 4.1 点
2 . 施工状況	. 施工管理	/ 13.0 点
	. 工程管理	/ 8.1 点
	. 安全対策	/ 8.8 点
	. 対外関係	/ 3.7 点
3 . 出来形及び出来ばえ	. 出来形	/ 14.9 点
	. 品質	/ 17.4 点
	. 出来ばえ	/ 8.5 点
4 . 高度技術 (加点のみ)	高度技術	/ 7.3 点
5 . 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 5.7 点
6 . 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2 点
7 . 法令遵守等 (減点のみ)		点
評 定 点 合 計		/ 100 点

平成 年 月 日

工事成績評定結果説明請求書

柏崎市長

様

商号又は名称

代表者氏名

㊞

工事成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

工事番号及び工事名	
工事場所	
説明を求める事項	
説明請求理由	

商号又は名称
代表者氏名

柏崎市長

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。
本説明に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を記載して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。なお、再説明は、柏崎市工事成績評定通知実施要領第7条第2項に規定する審議を経た上で行ないます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により通知いたします。また、再説明を求める書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

工事番号及び工事名	
説明請求申立て者 住所、名称	
説明請求内容	
説明理由	

手続きの問い合わせ先

〒945-8511

柏崎市中央町5番50号

柏崎市財務部契約検査課 宛

平成 年 月 日

工事成績評定結果再説明請求書

柏崎市長

様

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊞

工事成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について再説明を求めます。

記

工事番号及び工事名	
工事場所	
説明を求める事項	
再説明を求める事項	
説明請求理由	
再説明請求理由	

商号又は名称
代表者氏名

柏崎市長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

工事番号及び工事名	
再質問請求の内容	
再質問の回答	